平成２５年（再イ）第３６号
仙台市青葉区高野原１丁目18番地の９
再生債務者　石井　雅隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月18日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１７２号
横浜市旭区西川島町38番地３　エステート鶴ヶ峰Ⅱ202号室
再生債務者　湊　　健一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第８６号
大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1552番地の15
再生債務者　辻本　法裕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月17日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１２号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目５番22―507号丸宏アパート
再生債務者　大城　博幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月18日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（再イ）第４２号
大阪府泉南市新家4529―１　Ｒｉｎｏｎ新家Ｂ棟211
再生債務者　籔本　　功
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月18日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２９号
奈良市学園中５丁目555番地　エステムコート学園前307号
再生債務者　にしむら屋こと　西村富士夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月16日　　奈良地方裁判所

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第２号

山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成 26 年１月７日
山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　矢作　文敏
記
１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　山形市大字松原1842番地の６
氏名　鈴木　寛紹
２　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により、山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおり換地処分をします。
（教示）
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、別紙図書については掲載を省略し、それらを山形県山形市大字松原1504番地２独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所の掲示場において掲示する。
以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第３号

山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知について、送付する場所を確知できなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成 26 年１月７日
山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　矢作　文敏
記
１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　千葉県成田市不動ケ岡2144番地の19
氏名　佐竹　善介
２　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により、山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおり換地処分をします。
（教示）
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、別紙図書については掲載を省略し、それらを山形県山形市大字松原1504番地２独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所の掲示場において掲示する。
以　上

東海北陸自動車道岐阜県郡上市白鳥町那留から岐阜県高山市清見町夏厩まで（改築）の工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第 51 号

標記高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。
平成 26 年１月７日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一
記
路　　線　　名　東海北陸自動車道
区　　間　岐阜県郡上市白鳥町那留から
岐阜県高山市清見町夏厩まで
工 事 の 種 類　改築工事
工事一部完了の日　平成26年１月８日